

令和3年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和4年8月23日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：17件 未措置：0件 未報告：0件
-------	---

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
1	税務課	措置済	【固定資産税(償却資産)の賦課事務】 固定資産税（償却資産）の申告内容を確認するために必要となる地方税法第353条及び第408条の規定に基づく実地調査を行なっている記録が確認できなかった。適切な賦課事務に必要な課税客体の把握のために同規定に基づく実地調査を行うとともにその記録を残されたい。	定期監査	業種別（賃貸マンション、アパート等事業）に対象者を選定し、地方税法第353条及び第408条の規定に基づく実地調査を行った。また、同調査については、対象件数、申告状況、内容照合等の結果を記録することとした。
2	人権推進課	措置済	【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。 このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。	定期監査	例規類集で未公表であった補助金要綱は、例規類集において公表することとした。現在、公表手続き中である。

令和3年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和4年8月23日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：17件 未措置：0件 未報告：0件
-------	---

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
3	環境課	措置済	<p>【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。 このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。</p>	定期監査	例規類集で未公表であった補助金要綱は、例規類集において公表することとした。現在、公表手続き中である。
4	障害福祉課	措置済	<p>【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。 このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。</p>	定期監査	例規類集で未公表であった補助金要綱を法務担当課へ例規類集で公表するよう依頼済みである。

令和3年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和4年8月23日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：17件 未措置：0件 未報告：0件
-------	---

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
5	介護保険課	措置済	<p>【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。 このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。</p>	定期監査	現要綱の一部が、実務と相違していたため、現要綱の見直しを行った。例規類集で公表することとし、現在、法務担当課で手続き中である。
6	観光振興課	措置済	<p>【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。 このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。</p>	定期監査	昨年度指摘を受けてすぐに掲載可能なものは掲載した。ただし、単年度事業は掲載しない。現在法務担当課に1件掲載依頼をしている。

令和3年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和4年8月23日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：17件 未措置：0件 未報告：0件
-------	---

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
7	農業振興課	措置済	<p>【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。 このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。</p>	定期監査	<p>指摘がなされた「多面的機能支払交付金事業」及び「中山間地域等直接支払交付金事業」については、交付要綱を作成し、現在、法務担当課により内容確認を行っており、今年度中に策定される予定である。 策定後、例規類集にて公表する。</p>
8	交通政策課	措置済	<p>【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。 このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。</p>	定期監査	<p>未掲載の要綱のうち、「三木市神戸電鉄福祉パス交付要綱」については掲載することとし、現在、手続き中である。 「北播磨総合医療センターへの通院等に係る神戸電鉄利用補助金交付要綱」について、要綱に係る事業を令和4年度をもって廃止とする予定であることから、ホームページでの公表とする。</p>

令和3年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和4年8月23日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：17件 未措置：0件 未報告：0件
-------	---

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
9	建築住宅課	措置済	<p>【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。 このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。</p>	定期監査	<p>要綱の改正があった場合、例規類集への掲載のタイムラグにより誤解を招くおそれがあると考え、補助金募集のホームページにおいてのみ公表していたが、指摘をふまえ、例規類集にも掲載する。</p>
10	生涯学習課	措置済	<p>【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。 このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。</p>	定期監査	<p>現要綱の一部が、実務と相違していたため、現要綱の見直しを行っている。法務担当課と調整し、見直し後、速やかに例規類集において公表する。</p>

令和3年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和4年8月23日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：17件 未措置：0件 未報告：0件
-------	---

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
11	文化・スポーツ課	措置済	<p>【補助金交付事務】 補助金は地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを根拠とし、各地方公共団体の責任において実施されている。補助金の支出にあたっては、公金である以上、常に適正化と透明性の確保が強く求められており、補助事業の目的、内容、交付要件及び補助対象経費その他必要事項を補助金交付要綱等で明確化し、公表することで補助事業の適正化と透明性を保ちながら実施されている。</p> <p>このような中、本市においては補助金交付要綱が例規類集等により公表されていないものが見受けられた。市民等が知り得ない補助金制度はそもそも活用されにくく、市民等のチェックも行き届きにくい。例規類集等により適切に公表されたい。</p>	定期監査	<p>現要綱の一部が、実務と相違していたため、現要綱の見直しを行っている。法務担当課と調整し、見直し後、速やかに例規類集において公表する。</p>
12	生涯学習課 (口吉川町公民館)	措置済	<p>【準公金の管理(根拠)】 各種団体の事務の取扱いについて、市職員が事務を行う根拠が明確でないものが見受けられた。</p> <p>準公金は、各種団体が所有する現金預金等であることから、当然ながら当該団体において出納事務をはじめ各種事務を行うべきものである。しかしながら、市の施策を推進する中でやむを得ず市職員が管理する必要がある場合には会則、規約等の整備をし、その根拠を明らかにされたい。</p>	定期監査	<p>準公金の返還については、令和4年8月1日付けで市全体としての方針が決定したことから、その方向性に従い手続きを行なう。また、市が団体の一部を担うべき必要があると判断する業務については、根拠となる規約等を適正化する。</p>

令和3年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和4年8月23日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：17件 未措置：0件 未報告：0件
-------	---

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
13	生涯学習課 (吉川町公民館)	措置済	【準公金の管理(出納簿)】 出納簿は、金銭の入出金を管理するとともに、実際の現金残高が帳簿残高と一致しているか随時確認するための重要な書類であるが、それが作成されていなかった。早急に出納簿を整備し適切な会計事務を行なわれない。	定期監査	一部不適切なものが存在したため、早急に対応し出納簿の整備を行った。
14	生涯学習課 (吉川町公民館)	措置済	【準公金の管理(入出金の決裁)】 入出金の内容について決裁されていないものがある。事故防止の観点から担当者以外の職員などによる決裁を受けた後に出金する等、内部牽制が働く体制を確立する必要がある。早急に改善されたい。	定期監査	従来からの手法で行ってきた中で決裁の手順や方法に不適切なものが存在したため、内部牽制が働くよう複数以上の決裁を行うこととした。
15	生涯学習課 (吉川町公民館)	措置済	【準公金の管理(根拠)】 各種団体の事務の取扱いについて、市職員が事務を行う根拠が明確でないものが見受けられた。 準公金は、各種団体が所有する現金預金等であることから、当然ながら当該団体において出納事務をはじめ各種事務を行うべきものである。しかしながら、市の施策を推進する中でやむを得ず市職員が管理する必要がある場合には会則、規約等の整備をし、その根拠を明らかにされたい。	定期監査	準公金の返還については、令和4年8月1日付けで市全体としての方針が決定したことから、その方向性に従い手続きを行なう。また、市が団体の一部を担うべき必要があると判断する業務については、根拠となる規約等を適正化する。

令和3年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和4年8月23日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・ 何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・ 何もしていないもの ③未報告・・・ 報告がないもの
-----------	---

【要 旨】	措置済：17件 未措置：0件 未報告：0件
-------	---

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
16	学校教育課 (学校)	措置済	<p>【準公金の管理】 学校園が教育活動のため、校園長の承認のもとに保護者等から徴収する学校園徴収金（公費以外の一切の私費）の取扱いについては、三木市立学校園徴収金事務取扱要綱が定められており、その要綱に則して運用することとなっている。 一部の学校において同窓会又は校友会の資金管理を学校が担っていたものの、同要綱第15条に規定されている監査報告書が確認できなかった。同要綱に則り準公金を適切に管理されたい。また、教育委員会事務局においても指導・支援されたい。</p>	定期監査 (学校)	<p>令和4年3月の校園長研修会において、同窓会又は校友会の資金管理を学校が担っている場合は、要綱第15条に則り、監査委員が監査終了後、遅滞なく監査報告書等を作成し、監査委員全員が記名押印した上で、校園長に提出後、適切に保管するよう指導した。同窓会又は校友会の資金管理を担っている7校すべて、要綱第15条に則った監査を適正に執行し、監査報告書を作成した。また、令和4年度当初において、全校園に対し要綱を周知するための通知文を出し、要綱を適切に活用し、効率的かつ透明性の高い事務処理を行うよう指導した。</p>
17	教育施設課 (学校)	措置済	<p>【消防設備の不良箇所への対応】 消防用設備の保守点検において指摘された不良箇所について、改善が完了していない箇所が見受けられた。調整等で対応に時間がかかる場合もあるが早急に対応されたい。また、消火器については製造から10年間が経過し、耐圧性能点検が必要なものが認められた。使用期限が決まっているものについてはその期限を超過する前に計画的に交換されたい。</p>	定期監査 (学校)	<p>消防設備の保守点検で指摘を受けました消火器については、令和3年度で全て交換を完了した。 今後は、消火器の更新について期限を超過することのない様に計画的に交換を進める。</p>